

令和8年度「地域発 元気づくり支援金」 木曽地域の2次募集を行います

令和8年度「地域発 元気づくり支援金」の支援対象事業の2次募集を、下記のとおり
行います。地域の元気を生み出す事業をお待ちしております。

- | | |
|--------------------|--|
| 対象団体 | 市町村、広域連合、一部事務組合
公共的団体等 (NPO 法人、地域づくりを行う団体、協議会など) |
| 募集期間 | 令和8年4月22日(水) ~ 令和8年5月27日(水) |
| 応募方法 | ■ 市町村、広域連合、一部事務組合
⇒ 木曽地域振興局企画振興課へ応募書類を1部提出
■ 公共的団体等
⇒ 事業を実施する町村の役場(企画担当課)へ応募書類を2部提出 |
| 応募書類 | ■ 「地域発 元気づくり支援金」事業計画書及び別紙(別記様式1関係)
■ 事業計画図書(位置図、見取図、設計図、設計書など)
■ 予算書
■ 団体の規約(会則など)※公共的団体等のみ
■ その他、必要に応じて事業内容、経費の積算を説明する書類等
※申請様式等は長野県ホームページに掲載しています。
ホーム > 県政情報・統計 > 市町村・地域 > 地域振興 > 「地域発 元気づくり支援金」
https://www.pref.nagano.lg.jp/kisochi/somu-kankyo/pressreleases/index.html |
| 日程等
(予定) | 6月上旬: ヒアリング(地域振興局担当者による事業内容等の確認)
6月下旬: 木曽地域選定委員会の開催・採択事業の決定
7月上旬: 内示 |
| 留意事項 | ■ 説明会は開催しません。応募に関するご相談や制度に関する
お問い合わせは、下記担当まで直接ご連絡ください。
■ 制度の概要は、別紙をご覧ください。 |

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン3.0
~大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために~

[長野県総合5か年計画推進中]

(問合せ先)
長野県木曽地域振興局 企画振興・商工課
(担当) 田中、上沼
電話 0264-25-2212(直通)
FAX 0264-23-2583
E-mail kisochi-kikaku@pref.nagano.lg.jp

令和8年度 地域発 元気づくり支援金の概要 ※

※ 令和7年12月現在の予定のため、内容の一部が変更になる場合があります。

1 趣 旨

豊かさが実感でき、活力あふれる輝く長野県づくりを進めるため、市町村や公共的団体が住民とともに、自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業に対して、支援金を交付する。

2 交付対象者

- (1) 市町村、広域連合、一部事務組合
- (2) 公共的団体等(県内に事務所を有し、公共的活動又は地域の活性化に資する活動を営む団体)

3 交付対象事業

- (1) 自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業のうち、次に掲げる事業
 - ① 地域協働の推進に関する事業
 - ② 保健、医療、福祉の充実にに関する事業
 - ③ 教育、文化の振興に関する事業
 - ④ 安全・安心な地域づくりにに関する事業
 - ⑤ 環境保全、景観形成に関する事業
 - ⑥ 産業振興、雇用拡大に関する事業
 - ア 特色ある観光地づくり
 - イ 農業の振興と農山村づくり
 - ウ 森林づくりと林業の振興
 - エ 商業の振興
 - オ その他地域の特色、個性を活かした産業振興、雇用拡大に資する事業
 - ⑦ 市町村合併に伴う地域の連携の推進に関する事業
 - ⑧ その他地域の元気を生み出す地域づくりに資する事業
- (2) これまでの重点テーマに代えて、令和7年度以降は信州未来共創戦略に基づく、県として特に重点的に推進したい取組を「重点支援対象事業」として指定し、該当する事業の補助率をかさ上げする。

※注意

補助率のかさ上げがされる事業は、令和7年度以降適用されている選定基準（下記8「令和7年度実施事業からの改正事項」参照）を満たし、重点支援対象事業に該当する事業。

※重点支援対象事業の内容については、県HPに掲載。

(県HP) <https://www.pref.nagano.lg.jp/shinko/kensei/shichoson/shinko/shienkin/index.html>

4 交付対象外事業

- (1) 長野県が交付する補助金等の交付対象事業
- (2) 国庫補助金等を受けた事業及び国・県等の外郭団体から助成金を受けた事業
- (3) 分担金、負担金の支出に限られる事業
- (4) 宗教関連事業、政治関連事業及び公序良俗に反する事業
- (5) 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業

5 交付対象経費

交付対象事業の実施に要する経費から、下記に掲げる交付対象外経費及び特定財源（地方債、分担金・負担金、事業収入等）を控除した経費（ただし、公共的団体等の事業については、特定財源（地方債を除く）も対象経費に含める。）

【交付対象外経費】

- ① 団体・施設の運営費や人件費
- ② 用地取得又は賃借に要する経費及び補償費
- ③ 地方債の償還に充当する費用
- ④ 調査研究及び計画作成に係る経費
- ⑤ 食糧費（ただし、一部事業を除く。）

6 支援金の交付額

(1) 補助率

事業	対象者	補助率	重点支援対象事業に該当する場合の補助率
ソフト事業	市町村等、公共的団体等	3 / 4 以内	4 / 5 以内
ハード事業	市町村等（下記の市町村を除く。）	1 / 2 以内	2 / 3 以内
	財政力指数が県平均以下の市町村	2 / 3 以内	3 / 4 以内
	公共的団体等	2 / 3 以内	3 / 4 以内

(2) 補助限度額 補助額の下限 30 万円

7 選定方法

- (1) 地域に設置する選定会議の意見を聴き、「選定方針」を定め、採択事業を選定
- (2) 選定会議
 - ア 地域振興局長並びに市町村長、現地機関の長及び有識者で構成
 - イ 選定会議構成員は、概ね 5 名程度
 - ウ 選定方針や重点支援対象事業を踏まえて、採択事業の選定に当たり構成員の意見を聴く。

8 選定基準

広域的に連携した事業又は人口減少下において真に持続可能な地域づくりに資する事業であり、以下を満たすこと。

- (1) 地域の実情や住民ニーズに対応した事業計画であること
また、公益性の高い事業であること
- (2) 事業実施に向けて関係者の合意形成が図られていること
また、関係法令等に係る諸手続きがなされていること
- (3) 事業の有効性が認められること（費用対効果、実施時期、計画の熟度、事業効果等）
- (4) <市町村の場合>
地域住民の参画を得て実施する事業、あるいは地域住民の自主的、主体的な活動を促す事業であること
<公共的団体の場合>
事業の効果が組織内に留まることなく、広く地域住民を巻き込む事業であること
- (5) 事業の継続性、発展性が認められること（将来計画、自立的な組織体制及び資金計画）
- (6) その他、地域振興局長が必要と認める基準を満たしていること

令和7年度実施事業から適用されている選定基準に関する改正事項

令和7年度から選定基準が改正され、上記(1)～(6)の従来基準に加えて

◎新基準A「広域的に連携した事業」

又は

◎新基準B「人口減少下において真に持続可能な地域づくりに資する事業」

のいずれかに該当し、かつ従前の選定基準である(1)～(6)の基準を満たす事業を支援対象とする。

新基準A「広域的に連携した事業」

→事業の実施主体として、単一の市町村域を越えて連携していることを要件とする。

新基準B「人口減少下において真に持続可能な地域づくりに資する事業」

→地域の住民生活に目に見える変化をもたらすことを成果目標として明確に設定し、かつ補助金活用後の自走のビジョンが明確であることを要件とする。

※注意（新基準移行に伴う経過措置）

令和7年度から令和8年度までは、経過措置として予算の範囲内で従来（令和6年度まで）の選定基準である(1)～(6)のみを満たす事業も支援対象とする。ただし、採択に当たっては新基準を満たす事業を優先する。

⇒令和9年度以降は、(1)～(6)だけでなく、令和7年度事業から改正された新しい基準（「広域的に連携した事業」又は「人口減少下において真に持続可能な地域づくりに資する事業」）にも該当する必要がありますので、ご注意ください。

※注意（重点支援対象事業の補助率かさ上げ）

上記3のとおり、重点支援対象事業に該当することによる補助率のかさ上げ対象とするには、令和7年度以降適用されている選定基準（新基準A又はB）を満たす必要がある。

		従前の基準	
		該当しない	該当する
新基準	該当しない	支援金対象外	令和8年度実施事業まで支援金対象（経過措置） ※重点支援対象事業に該当しても補助率かさ上げ不可。 ※新基準該当事業より採択順位が下位に。
	該当する	支援金対象外	令和7年度以降、支援金対象 ※重点支援対象事業に該当すれば補助率かさ上げ

9 広報表示

支援金により取得（作成）した備品・設備、印刷物等へ支援金を活用した事業である旨を表示

10 事業評価及び公表

- (1) 事業主体自ら評価を実施し、地域振興局長に報告。また、公表に努める。
- (2) 地域振興局長は、全事業について事業結果を公表する。

- (3) 地域振興局長は、選定会議に事業結果を報告する。
- (4) 選定会議は、選定基準・選定方針に照らし事業の評価を行うとともに優良事例の選定を行う。
- (5) 地域振興局長は、選定会議の評価結果を公表する。

11 事業成果の普及

- (1) 事業効果の高いと思われる事業について「地域づくり事例集」を作成する。
- (2) 地域振興局単位で事業の発表会を開催する。
- (3) 県広報等で事業の紹介を行う。

◆交付対象事業例◆

事業区分	事業例
地域協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり市民フォーラムの開催
保健、医療、福祉の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・活動量計等を活用した健康づくり促進のための環境整備 ・障がい児者、高齢者等を対象とした口腔ケア ・子育て支援を行うためのネットワークづくり
教育、文化の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統文化の保存・伝承事業 ・外国籍市民との交流事業 ・食育シンポジウムの開催 ・文化・スポーツ振興のための交流イベントの開催や環境整備
安全・安心な地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・防災対策や防災意識の向上に資する事業 ・住民支え合い災害マップの作成 ・救命救急講習会の開催 ・自主防災組織の活性化支援
環境保全、景観形成	<ul style="list-style-type: none"> ・自然エネルギーの普及・拡大に関する事業 ・公園や里山の遊歩道整備・花木の植樹 ・ホタルの飛び交う自然環境の再生事業 ・地域の貴重な財産を後世に残すための景観整備 ・その他美しい景観の形成に資する事業
産業振興、雇用拡大 (観光) (農業) (林業) (商業) (その他)	<ul style="list-style-type: none"> ・街歩きガイドブックの作成、観光ボランティアの育成 ・遊休荒廃農地の復元事業 ・間伐材を活用した木炭の生産支援、森林体験学習事業 ・商店街活性化イベントの開催、空店舗を活用した定期市の開催 ・工業展等の開催、特産品開発、技術者養成講座の開催 ・障がい者、女性、若者の雇用促進及び就業・定住支援事業
市町村合併に伴う地域の連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・合併地域における連携の推進と交流を深める事業 ・合併によるブランド統合や一体的な観光資源の開発
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・移住希望者に対する暮らしや仕事を体験する場の提供 ・結婚活動を支援するための出会いの機会の提供

※上記の事業例は、令和6年度までの選定基準（従来の基準）による対象事業を示したもの。

※令和7年度から改正された新基準のうち、「広域的な連携事業」に該当する事業は引き続き上記事業例が支援対象となりうるが、「人口減少下において真に持続可能な地域づくりに資する事業」については、その要件（上記8の※3参照）を満たす必要があるため、上記事業例が必ずしも対象になるものではない。

※なお、令和7年度から令和8年度までは、従来の基準による採択も行う（経過措置）。ただし、採択に当たっては、新基準に該当する事業を優先する。

※事業区分（対象となる分野）は、令和7年度以降も変更なし。